

高萩・北茨城広域事務組合工業用水道事業建設工事執行規程

昭和60年12月2日

訓令第5号

改正 令和元年10月1日訓令第12号

(目的)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合工業用水道事業の建設工事（以下「工事」という。）執行に関し、法令等に別に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(執行の方法等)

第2条 前条の工事執行に関しては、北茨城市建設工事執行規則（昭和60年北茨城市規則第13号）の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。